

# 八幡市議会基本条例

## (解説付き)

八幡市議会

## 八幡市議会基本条例（素案）

### 目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条・第8条）

第4章 議会と市長等の関係（第9条）

第5章 議会運営（第10条—第15条）

第6章 議会の機能強化（第16条—第20条）

第7章 議員定数及び議員報酬（第21条・第22条）

第8章 政務活動費（第23条）

第9章 災害対応（第24条）

第10章 最高規範性及び検証（第25条・第26条）

附則

(前文)

地方分権の進展により、地方自治体における自己決定権の範囲が拡大し、地方議会の役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中で、八幡市議会においては、市の意思決定機関として二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割がより一層重要となっていることを自覚するとともに、市民自治を基本とした真の地方自治の実現のため、開かれた議会を通して市民との協働による市政運営に寄与することが求められている。

そこで八幡市議会は、議会の意義、役割、責務について、議会のあり方や活性化のための協議、検討を重ね、また議会改革に取り組んできた。

議事機関として意思決定の責務を果たすとともに、議会の継続的な改革及び議員のさらなる資質の向上に努め、市民の負託に応えていくことを決意し、ここに八幡市議会の最高規範としてこの条例を制定する。

**【解説】**

前文は、条例の基本的な考え方を明らかにするとともに、議会の責務、決意を示しています。

第1段落・第2段落では、市の意思決定機関として市議会が果たすべき役割について、これまで以上に重要になっている旨及び地方自治の実現のために市民協働の重要性を述べています。

第3段落では、市議会の役割を果たすため、取り組んできた議会改革や協議、検討について述べています。

第4段落では、議事機関として意思決定の責務を果たすこと、継続的に改革及びさらなる資質の向上に努めることで市民の負託に応えていくことを決意し、最高規範としての本条例を制定する旨を述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、八幡市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会及び議員の活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、市民自治の理念に基づく市民の負託に応え、もって市政の発展、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

**【解説】**

この条では、本条例の目的を定めています。

その目的は、議会が本条例に基づいて自らの機能を強化し、市民の負託に応えることで市政の発展に寄与していくことです。

(基本理念)

第2条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、市民自治を基本とした真の地方自治の実現に全力を挙げるものとする。

**【解説】**

この条では、市民主体のまちづくりの考えを基にした真の地方自治の実現を、議会としての基本的な姿勢、考え方として定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動の原則)

第3条 議会は、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うものとする。

- 2 議会は、議会及び市政について市民との情報共有を図るものとする。
- 3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めるものとする。
- 4 議会は、市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うものとする。
- 5 議会は、八幡市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による事務の執行について監視し、評価するものとする。
- 6 議会は、不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図るものとする。

**【解説】**

この条では、議会として、その目的を達成するために遵守すべき活動の原則を定めています。

第1項では市民自治の理念に基づき、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うものと定めています。

第2項では、前項で定めた公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会とするために、市民との情報共有を図るものと定めています。

第3項では、市民の負託に応えるため、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めるものと定めています。

第4項では、前項で定めた市民の多様な意見を市政に反映させるための手段を定めています。

第5項では、市の意思決定機関として二元代表制の一翼を担う市議会として、市政運営を監視、評価することを定めています。

第6項では、よりよい議会を目指し、改革に努めることで、議会機能の向上を図ると定めています。

(議員の活動の原則)

- 第4条 議員は、市民の代表たる議員として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心、責任感及び品位を持って行動するものとする。
- 2 議員は、議会の構成員として、市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すものとする。
  - 3 議員は、自己の資質を高めるため、不断の研鑽に努めるものとする。

**【解説】**

この条では、議員それぞれが遵守すべき活動の原則を定めています。

第1項では、八幡市全体を代表する者として、高い倫理観と責任を認識し、良心と責任感をもって、議員の品位の保持に努めるものと定めています。

第2項では、議員は、個別の事案の解決だけでなく、市政全般に渡って総合的な観点から市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市民全体の福祉の向上と市勢の発展を目指すものと定めています。

第3項では、議員は、常に議員自身の資質を高める努力をするものと定めています。

(議長の責務)

- 第5条 議長は、議会を代表する立場として中立かつ公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう努めるものとする。

**【解説】**

この条では、議会の代表者である議長の議会運営における基本的な姿勢について定めています。

(会派)

- 第6条 議員は、議会活動を円滑に行うため、政策を中心とした同一の理念を共有し、議員活動を同じくする議員で構成する会派（以下「会派」という。）を結成することができる。
- 2 会派は、議員の活動を支援するものとする。
  - 3 会派は、政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うものとする。

**【解説】**

この条では、議員の同志的集合体である会派について定めています。

八幡市議会では、会派については議員活動を同じくする2人以上の所属議員を有する団体としており、会派ごとに代表者1名を置いています。

第1項では、議員が会派を結成できることを定めています。

第2項及び第3項では、会派の役割について定めています。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (市民参画及び情報公開)

第7条 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に条例の定めるところにより、議会が保有する情報を原則として公開するものとする。

- 2 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、会議等以外の会議について、その公開に努めるものとする。
- 4 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 5 議会は、広報紙の発行、インターネットの活用その他の周知活動により、議会の視点から市政に係る重要な情報の公表に努めるものとする。
- 6 議会は、公聴会制度及び参考人制度を必要に応じて活用し、広く市民の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

#### 【解説】

この条では、議会への市民参画と議会の情報公開について定めています。

第1項では、議会に関する市民の知る権利を保障し、八幡市情報公開条例等の定めるところにより、議会が保有する情報を原則公開することを定めています。

第2項では、原則公開とする会議等を具体的に掲げています。本会議は、地方自治法第115条第1項により原則公開とされていますが、委員会は、法律上の義務付けはありません。八幡市議会では委員長の許可を得ることとしていますが、委員会についても原則公開とすることを定めています。ただし、会議等の性格上、公開になじまないものは、対象から除かれます。

第3項では、第2項で掲げた会議等に含まない各種会議についても公開に努めるものと定めています。

第4項では、市民に広く会議等を傍聴してもらうことで、議会及び市政に関心が持てるよう、環境の整備に努めることを定めています。

第5項では、議会の視点から市政に係る情報の公表に努めることと定めています。なお、八幡市議会では、八幡市議会だよりの発行のほか、ホームページによる情報発信や本会議の映像を公開しています。

第6項では、市民及び有識者の意見を反映させるため、地方自治法に規定されている公聴会制度及び参考人制度を必要に応じて活用することを定めています。

(請願及び陳情の取扱い)

第8条 議会は、請願を市民からの政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議し、又は審査するものとする。

2 議会は、請願の審議又は審査に当たっては、必要に応じて、請願の提出者又は紹介議員から意見を聴く機会を設けることができる。

3 陳情は、請願の例により審議し、又は審査するものとする。

**【解説】**

この条では、市民から請願や陳情が提出された場合の取扱いについて定めています。

第1項では、請願を市民からの政策提案であると受け止め、適切かつ誠実に議論するものと定めています。なお、「審議」とは本会議で行われる議論、「審査」とは委員会で行われる議論のことです。

第2項では、請願に込められた願意を直接聴く機会を設けることができると定めています。

第3項では、陳情の審議又は審査は、請願の例によることと定めています。

#### 第4章 議会と市長等の関係

第9条 議会は、市長等との緊張関係を保持するとともに、第3条第5項に定める事務の監視及び評価を適切に行うため、市政に関する情報の透明化を図るよう、市長等に求めるものとする。

**【解説】**

この条では、議会が市長等の行政運営を監視及び評価するため、市政に関する情報の開示について、透明化を図るよう求めることを定めています。

#### 第5章 議会運営

(会議運営の原則)

第10条 議会は、公正、効率的で、かつ秩序ある会議運営に努めなければならない。

**【解説】**

この条では、会議運営に関する基本的事項として、公正、効率的かつ秩序ある会議運営に努めなければならないと定めています。

(質疑及び質問)

- 第 11 条 議員は、会議等における質疑及び質問の内容について、その論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすいものとなるよう努めるものとする。
- 2 議員は、一般質問を行うに当たっては、一括方式、一問一答方式又は併用方式のいずれかを選択するものとする。
  - 3 代表質問（定例会において、議員がその所属する会派を代表して行う質問をいう。）及び代表質問が実施される定例会における一般質問は、前項の規定にかかわらず、一括方式にて行うものとする。
  - 4 市長等（これらの補助機関を含む。）は、本会議における議員の質疑及び質問について、当該議員に対し、その主旨を確認することができる。
  - 5 前項の規定は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における質疑及び質問について準用する。この場合において、同項中「本会議」とあるのは「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
  - 6 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

この条では、会議等における質疑や質問について定めています。

第 1 項では、議員と市長との質疑応答について、市民にも分かりやすい議論となるよう、論点や争点を明確にするよう定めています。

第 2 項では、定例会本会議での一般質問における議員の質問の方式を定めています。

第 3 項では、第 2 項の例外規定として、代表質問が実施される定例会本会議での議員の質問の方式を定めています。八幡市議会では、施政方針が提案される定例会本会議では、議員の一般質問に加え、会派を代表した議員による代表質問が実施されますが、代表質問を実施する定例会本会議の質問方式は、代表質問、一般質問ともに一括方式のみとしています。

第 4 項及び第 5 項では、質疑及び質問の主旨や論点等が曖昧にならないように、主旨を確認する場合に限り、市長等から議員に発言を求めることができることとしています。



(議員間の自由討議)

第12条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。

- 2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。
- 3 議員は、議員相互の自由な討議により合意形成し、政策の立案、提言等を積極的に行うよう努めるものとする。

**【解説】**

この条では、自由討議の趣旨について定めています。

第1項では、議会が自由な議論を行う場、いわゆる言論の府であることを認識しなければならないと定めています。

第2項では、議会運営及び議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由討議等適切な方法によって意見を出し合って、議会の意思決定をしなければならないと定めています。

第3項では、政策立案や提言等を行うに当たっては、議員相互の自由討議等適切な方法により合意形成を経て、積極的に行うよう努めることと定めています。

(委員会の活動)

第13条 委員会は、独立性、専門性その他の特性を活かし、専門的かつ具体的な議論により、議案等の審査を行うものとする。

- 2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明する場を設けることができる。

**【解説】**

この条では、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の審査や活動について定めています。

第1項では、独立性や専門性といった委員会の特性を活かし、より具体的に議案等の審査を行うものと定めています。

第2項では、議会及び市政に関心を持つ市民からの要請に応じて、委員会の審査の経過等を説明する場を設けることができることを規定しています。

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

**【解説】**

この条では、複雑多様化する行政課題や議会運営に関する課題に対応するため、学識経験者や専門的知見を積極的に活用するものと定めています。

(交流及び連携の推進)

第 15 条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

**【解説】**

この条では、他の地方公共団体への行政視察をはじめ、研修会や意見交換会等の機会を通じて、他の議会と積極的に交流及び連携を図ることで、そこで得た知識を八幡市議会の活動に反映させるよう努めるものと定めています。

第 6 章 議会の機能強化

(議会の議決事件)

第 16 条 議会は、市民の負託に応える市政運営を実現し、市民福祉の向上及び市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。

**【解説】**

この条では、市民の負託に応える市政運営の実現のため、法令で定められたものに加えて、市政における重要な計画や方針等についても議決すべき事件に加えることを検討するものと定めています。なお、地方自治法第 96 条では、第 1 項に地方議会の議決すべき事件を列挙していますが、同条第 2 項にそれ以外の議決すべきものを条例で定めることができると規定しています。

(予算の確保)

第 17 条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。

**【解説】**

この条では、議事機関としての機能の確保と円滑な議会運営を実現するため、八幡市議会基本条例に規定する取組の実施に必要な予算を確保するよう努めるものと定めています。

(議会事務局)

第 18 条 議長は、議員の政策形成を補佐する組織として、議会事務局の調査及び法務事務の充実強化を図るものとする。

2 議長は、前項の充実強化のため、職員の専門的能力の養成を行うものとする。

**【解説】**

この条では、地方自治法第 138 条第 2 項の規定に基づき設置する議会事務局の体制強化、人材育成について定めています。

(議会図書室の充実等)

第 19 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。

**【解説】**

この条では、地方自治法第 100 条第 19 項の規定に基づき設置する議会図書室について、議員の調査研究に資するため、適正管理、機能の充実及び活用を図ると定めています。

(議員研修の充実)

第 20 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

**【解説】**

この条では、議員の政策形成及び立案能力の向上を目的として、議員研修の充実強化を図っていくよう努めるものと定めています。

## 第 7 章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第 21 条 議員の定数は、効率的な議会運営の視点のみならず、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるよう考慮し、定めるものとする。

2 議員の定数は、別に条例で定める。

**【解説】**

八幡市議会では、議員の定数を八幡市議会議員定数条例において定めています。

この条では、議員定数を定めるに当たっては、市民の代表である議会として、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるよう考慮するものと定めています。

(議員報酬)

第 22 条 議会は、議員報酬の額を改定するに当たっては、社会経済情勢、本市の財政状況その他の考慮すべき事情を勘案し、定めなければならない。この場合において、議員報酬の額は、議員の議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

**【解説】**

八幡市議会では、議員報酬を八幡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めています。

この条では、議員報酬について、社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案したうえで、かつ、議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならないと定めています。

## 第8章 政務活動費

第23条 政務活動費は、政策の立案及び提案、市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付する。

2 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。

3 政務活動費の交付については、別に条例で定める。

### 【解説】

八幡市議会では、政務活動費の交付については八幡市議会政務活動費の交付に関する条例で定めています。

この条では、政務活動費の目的を政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他活動に資するためとし、使途を公開するものと定めています。

## 第9章 災害対応

(災害発生時における議会の活動)

第24条 議会は、災害から市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、対応するものとする。

2 議会は、大規模災害等における具体的な対応指針を定め、議会及び議員は、その指針に基づき対応するものとする。

### 【解説】

この条では、災害が発生した時の議会や議員の活動と対応について定めています。

第1項では、議会の災害への対応について規定しています。災害が発生した時に、議会として市長等と協力し総合的かつ機動的な活動を図り、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活の平穏を確保することを定めています。

第2項では、大規模災害等においては、議会及び議員は、具体的な指針に基づいて対応すると定めています。

## 第10章 最高規範性及び検証

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会についての最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

### 【解説】

この条では、この条例が、八幡市議会に関する他の条例、規則等の中で最上位に位置する最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改正又は廃止に際しては、この条例に定める事項との整合を図るべきであることを定めています。

(検証)

第 26 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、この条例を含め議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

**【解説】**

この条では、条例の目的が達成されているかどうかについての検証や措置について定めています。

第 1 項では、この条例の目的の達成状況について、この条例の実効性を担保するため、社会の情勢等を勘案し、検証すると定めています。

第 2 項では、検証の結果、改正が必要と認められる場合は、速やかに適切な措置を講じることと定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。